

広島市特別支援教育基本構想策定委員会

最終報告

平成15年(2003年)3月

広島市特別支援教育基本構想策定委員会

目 次

はじめに	1
1 障害児教育の現状と課題	2
2 特別支援教育基本構想の基本的な考え方	2
3 今後の特別支援教育の基本的な方向性	
(1) 学習障害児等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応	3
(2) 障害児学級、通級指導教室等における支援体制の充実	5
(3) 市立養護学校の整備・充実	7
(4) 養護学校における医療的ケアの在り方	9
(5) その他	
エレベーター整備など施設・設備の充実	10
教職員の専門性の向上	12
教育相談と支援体制の充実	14
おわりに	16

[参考資料]

- 1 広島市特別支援教育基本構想策定委員会設置要綱
- 2 広島市特別支援教育基本構想策定委員会委員名簿

はじめに

近年、ノーマライゼーションの進展や、障害の有無にかかわらず、すべての子どもを対象に、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた教育を行うという教育理念が国際的に推進されつつある動向の中で、現在、国においては、教育の地方分権、通常の学級等における特別支援教育を必要とする学習障害等、障害の多様化、重度・重複障害児への教育支援の強化などの変化を踏まえ、「21世紀の特殊教育の在り方について」の提言やその後の調査研究のまとめ等を受け、様々な施策が講じられようとしているところである。

広島市では、平成13年度より、広島市21世紀教育改革推進総合プランの提言に基づき、たくましい広島っ子の育成をめざして、広島らしい新しい教育の推進が図られている。障害児教育についても、このプランの「障害、病弱等、特別な教育的ニーズを有する子どもへのきめ細かな支援の充実」を図る等の提言を受けているところである。

こうした中、広島市ではこれまでも障害に応じた教育の充実を教育行政の柱に掲げ、具体的な施策が展開されてきたところであるが、さまざまな課題が残されており、さらに今後、広島らしい新しい特別支援教育の内実をより具体的に創造していくことが求められている。

本委員会は、今後の本市特別支援教育の施策の柱となるべく広島市特別支援教育基本構想を策定するため、平成14年6月12日以降、養護学校視察を行って現状把握をしたり、学習障害児等の保護者の代表者から話を聞いたりするとともに、委員会において主に5つの検討事項について、慎重にかつ精力的に審議を行ってきた。

また、第4回会議までの協議内容を中間まとめとして報告し、広く市民等から意見を集めたところであるが、それらの意見を踏まえ、さらに審議をすすめ、ここに最終まとめとして報告するものである。

平成15年(2003年)3月

広島市特別支援教育基本構想策定委員会
委員長 品川 浩三

1 障害児教育の現状と課題

広島市においては、これまで「障害に応じた教育の充実」を教育施策の柱に掲げ、特別支援教育推進態勢の充実と社会啓発の推進、教育内容・指導方法の改善・開発の推進、適正な就学指導の推進、関係機関との連携による進路の拡充等の施策が展開されてきている。

一方、近年、障害の多様化、重度・重複障害児への教育支援の強化に関するニーズの高まり等に伴い、広島市においても、一層の特別支援教育の充実が求められてきているところである。

とりわけ本市における検討すべき緊要な課題は、次にあげる5点である。

- (1) 学習障害児等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応
- (2) 障害児学級、通級指導教室等における支援体制の充実
- (3) 市立養護学校の整備・充実
- (4) 養護学校における医療的ケアの在り方
- (5) その他
エレベーター整備など施設・設備の充実
教職員の専門性の向上
教育相談と支援体制の充実 など

2 特別支援教育基本構想の基本的な考え方

教育は、障害の有無に関わらず、個人の教育的ニーズを十分理解し、把握した上で、必要な教育を実施していくことが大切である。

広島市においても、ノーマライゼーションの進展や特別支援教育の対象となる障害の重度・重複化や多様化など、障害児教育をめぐる状況の変化が生じており、障害のある児童生徒等の視点に立って、一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて、特別支援教育を実施することが必要である。

3 今後の特別支援教育の基本的な方向性

(1) 学習障害児等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応

学習障害児等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、一人一人のニーズに応じた特別な教育的支援の充実を図るために、現在の教育実践の充実を図るとともに、次の事項に取り組むこと。

教職員に対して、学習障害（LD）児や注意欠陥／多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての理解・啓発を図るとともに、継続した巡回指導を行ったり教育センターでの研修を充実したりすることにより、実践的指導力の向上を図ること。また、保護者等、一般市民に向けた講演やリーフレットの配布等を行うなど、広く理解・啓発を推進すること。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する教育は、まだ実践初期の段階であり、個々の教育的ニーズを的確に踏まえた具体的な支援の方法や内容を構築するために、広島市における通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態について、保護者の意向を尊重しながら、可能な限り把握すること。

広島市においても専門家によるチームを構成し、専門家や指導主事による各学校への巡回指導を行い、児童生徒理解や指導方法の充実を図ること。

各学校内に設置されている障害児教育推進委員会等の組織を、たとえば、「特別支援教育推進委員会」として位置付けて支援体制の充実を図るなど、これまでの障害児教育において蓄積された実践の成果などを活かしながら、通常の学級への支援を積極的に行うよう努めること。まず、モデル校を指定するなどして、個々の教育的ニーズに応じた教育や心のバリアフリーの推進を基にした校内支援体制の在り方や指導方法等についての実践研究を行うこと。

広島市においては、学習障害（LD）児、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等の多くは通常の学級に在籍しており、学級担任の配慮や複数教員での対応など、校内支援体制の下に教育を受けているケースが多い。

学習障害（LD）児、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等の場合、自己を認め、自分に自信をもつということが困難な状況になりやすく、不適応や不登校など、二次的な問題が生じる場合があり、また担任が対応に悩むこともある。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態は多様であり、個に応じた指導の充実が一層求められている。

まず、教職員に対して、適切な教育対応ができるよう、学習障害（LD）児、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、一層の理解・啓発を図るとともに、指導主事が継続した巡回指導を行ったり教育センターでの研修を充実させたりするなど、専門性の向上を図ることが必要である。

また、一般の市民に知られていないことが多いので、教職員だけでなく、保護者等に対して、学習障害児等に関する一層の理解・啓発を図ることが必要である。

次に、それらの児童生徒の実態について、その教育的ニーズに応じた具体的な支援や配慮の方法等を検討するため、保護者の意向を尊重しながら、可能な限り実態を把握する必要がある。

小・中学校及び高等学校においては、障害児教育推進委員会等の校内組織が設けられ、学校全体で指導を行うことができる体制を構築している学校も見られるが、担任が孤軍奮闘している様子が見られ、校内組織の充実が望まれる学校もあり、今後、各学校において学校体制として、特別支援教育を実践するシステムを構築するとともに、心のバリアフリー化の一層の推進が望まれる。具体的には、専門家チームによる巡回指導や障害児教育の指導に関するノウハウを活かした新しいシステムの校内支援組織の検討を図るなどの実践研究が必要である。

(2) 障害児学級、通級指導教室等における支援体制の充実

小・中学校においては、障害の多様化等への教育支援の強化に関するニーズの高まり等に伴い、一層の特別支援教育の充実を図るため、次の事項に取り組むこと。

特別支援教育を推進する上で、障害児学級や通級指導教室の担当教員と通常の学級の担任は、連絡を密にして柔軟な連携を保ち、児童生徒の教育的ニーズを十分に踏まえ、指導方法等についての工夫や情報交換等を行い、効果的に教育を進めること。

また、福祉、医療関係機関等との連携を深めること。

各学校等においては、教職員全体が連携・協力して支援し対応していく体制をつくること。

各学校等は、学級、学校間や社会福祉関係施設等との相互交流を積極的に進めるとともに、障害のある児童生徒等とその教育に関する理解と認識を深める取組を行うこと。

広島市においては、これまで「障害に応じた教育の充実」を図るため、障害児教育推進体制の充実と社会啓発の推進、教育内容・指導方法の改善・開発の推進等の施策が展開され、市立養護学校だけでなく障害児学級（知的障害・病弱・弱視・難聴・情緒障害）、通級指導教室（言語障害・情緒障害・弱視）などの整備が進められてきており、本市の障害児教育において大きく役割を果たしてきている。

平成14年5月1日現在、小学校に障害児学級が183学級、通級指導教室22教室、中学校に障害児学級86学級が設置されている。

平成5年度から10年間の推移をみると、少子化という社会状況の中で逆に障害児学級、通級指導教室の設置数やそこで学ぶ児童生徒の数が増加しており、障害児教育に対する保護者のニーズの高まりと考える。このことから、今後も、小・中学校の障害児学級や通級指導教室における教育の充実を図ることが必要であり、障害児学級や通級指導教室担当者だけではなく、学校の教職員全体で支援し、相互連携の充実を行うため「特別支援教育体制」の整備を図ることが

必要である。また、福祉・医療関係機関等との連携を深めることが大切であり、指導にあたっては、個別の指導計画等を作成して、保護者と連携を図り、より指導効果を上げることが重要である。

盲・聾・養護学校及び幼・小・中・高等学校の新学習指導要領では、家庭や地域社会との連携、及び障害児教育諸学校など学校相互の連携や交流について、積極的にその機会を設けて推進するよう明記されている。このことは、広島市においても従前より実践されてきており、子どもたちに経験を広げて積極的な態度を養い社会性や豊かな人間性をはぐくむのに有意義であり、今後も、各学校が相互交流を積極的に推進することが重要である。また、その上で、校長や教頭をはじめ通常の学級を担当するすべての教員が障害のある児童生徒等と、その教育に関する理解と認識を深めることが特に必要である。

(3) 市立養護学校の整備・充実

現在、老朽化が進んでいる市立養護学校の施設・設備について、これを一新し、児童生徒の実態等に応じた特色ある教育活動が十分展開でき、且つ養護学校の専門性やその施設・設備等を外部にも活かせる広島らしい養護学校として整備充実を図るために、次の事項に取り組むこと。

現在の養護学校を本市の特別支援教育のセンター校的な、地域における多様なニーズに対応でき、都市の環境に適応した都市型の養護学校として、交通の利便性がよく、周辺のさまざまな文化的資源や医療施設に近接した現在地を中心に、早急な建て替えを行うこと。

建て替えの際には、養護学校がその専門性や施設・設備を活かして教育相談並びに教育支援を実施し、小・中学校等に対して教材・教具を貸し出したり情報を提供したり、研修ができるようにしたりする支援センター的役割を持たせること。また、障害児・者のスポーツ活動、文化活動、さらには生涯学習の場としても利用できる中核施設として整備すること。

今後、在籍児童生徒数、通学時間、地域の事情、その他の諸要因の変化に応じ、地域密着型の養護学校として、たとえば小・中学校の空教室等を利用した分校・分級等の設置についても視野に入れ総合的に検討し、広島県等関係機関と協議し、施策を進めること。

養護学校教育については、児童生徒の障害の実態が重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、より適切な指導ができるよう教育課程等を見直すこと。特に、高等部の教育については、より「豊かに生きる力」を重視した特色ある教育内容を構築し、充実を図ること。

市立養護学校の校舎の老朽化が進み、また入学者の増加に伴い、教育課程実施の上で、教室等の確保や利用に一段と配慮や工夫が必要な実情にあり、早急な建て替えが必要である。

現在地は、広島市の中心部にあり、公共交通機関も利用しやすく、主要な

医療機関等との連携がスムーズにでき、校外には、多様な学習経験ができる場が近隣にあり、地域の特別支援教育のセンター校的な役割を果たすには最適な環境である。

直ちに交通の利便性の良い現在地を中心に、地域における多様なニーズに対応できる都市型の養護学校として整備し、広島らしい新しい特別支援教育の発信地（センター）として生まれ変わらせたいと考える。

また、将来展望として在籍児童生徒数、通学時間、地域の事情、その他の諸要因の変化に応じて、小・中学校の空教室等を利用した分校・分級等の設置も視野に入れ、総合的に検討し、広島県等関係機関と協議し、施策を進めることが重要である。その際には、必要とされる資源を十分備えた地域密着型の養護学校として、その特色を活かすことが大切であり、同時に障害のある子どもたちが生涯にわたって、地域で生き生きと活動することができるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となつての支援体制や施策が必要である。

近年、生徒数が増加している高等部については、障害の重度・重複化とともに多様化が進み、一人一人の障害の実態に応じたきめ細かい学習活動や進路指導が必要であり、今後、より一層「豊かに生きる力」を育むことを重視した特色ある高等部教育の内容を充実するよう、継続した調査研究が必要である。

(4) 養護学校における医療的ケアの在り方

養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等への対応については、緊急時の対応も含め、対応の在り方を整理し、教育の充実を図ることが必要である。

現在、実践研究中の養護学校の医療的ケアについては、次の事項に取り組むこと。

引き続き本市における実践研究事業を継続し、さらに校内体制の在り方、主治医・学校医並びに派遣看護師と教職員との連携・協力の在り方等について検討し、成果を踏まえ、今後、事業の本格実施を行うこと。

近年、全国の養護学校で医療的ケアが必要な児童生徒への対応が考えられているが、広島市においても、市立養護学校において、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており、平成14年度より養護学校医療的ケア実践研究事業が開始された。

具体的には、市立養護学校に看護師資格のある者を派遣し、医療的処置や教職員に対する緊急対応のための医療的な助言を行わせるとともに、校内体制づくりや主治医、学校医との連携など、養護学校における医療的ケアの在り方について実践的な研究が行われている。

その中で、対象児童生徒の人数の増加に伴って、看護師と教職員・保護者の連携・協力、校内体制の在り方等について検討されており、今後、医療的ケアに従事する、あらゆる職種の人々が、責任の問題、法令上の問題などに不安を感じることなく取り組むことができるよう、本格実施に向けて継続して調査研究を行うことが必要である。

(5) その他

エレベーター整備など施設・設備の充実

児童生徒等の「豊かに生きる力」を育成するための教育内容や方法の多様化や、障害の重度・重複化に対応するため、次の事項に取り組むこと。

これからの学校施設は、今後、避難場所としてはもとより、開かれた学校として、高齢者、障害者等にも利用しやすい、地域住民の地域のコミュニティの場となる施設整備を行うことが必要であり、バリアフリー化を行うこと。

とりわけ、小・中学校におけるエレベーター整備については、全校設置を目標に新設・増改築時に設置することになっているが、既存校においても、児童生徒や学校の状況等を踏まえ、計画的に設置する方向で検討すること。

障害の重度・重複化の実態に対応した、クーラー等の空調施設や床暖房等の整備の充実を図ること。

教材・教具の整備については、新学習指導要領における改善内容に対応した整備や最新の情報技術（IT）に対応した整備を図ること。

広島市においては、広島市公共施設福祉環境整備要綱に基づいて、小・中学校に、障害者用トイレ、スロープ、階段の手すり等の施設整備が行われている。また、肢体不自由児の階段昇降に関してエレベーターの有効性は認めるが、より現実的な対応として階段昇降機が整備されている。

エレベーターについては、肢体不自由児の対応だけでなく、地域社会の高齢者や障害者が利用できる開かれた学校として、公共的な施設としてバリアフリー化が求められているところであり、新設・増改築時だけでなく、既存校についても、現在、多くの肢体不自由児童生徒が学んでいることもあり、その対応も必要である。財政的な課題、建物の構造上の問題等、様々な制約があるが、肢体不自由児にとっても、バリアフリーの学校という選択の場を広げ、より充実した学校生活を送ることができるよう検討することが必要で

ある。

また、体温調節が困難であるなど、児童生徒の障害の重度・重複化の実態を踏まえ、クーラー等の空調施設や床暖房等の整備の充実が必要である。さらに、新しい学習指導要領における改善内容に対応した教材・教具の整備や一人一人の障害に応じた最新の情報機器等を整備することが必要である。

さらには、完全学校週5日制に伴い、障害のある児童生徒が気軽にかつ安心して活動できる場を広げていくことができるよう、社会教育施設や文化施設の整備はもちろん、さまざまな環境整備を進めたり、総合的な施策を推進する必要がある。

教職員の専門性の向上

児童生徒等の障害の状態に応じて、特別な教育的ニーズに応じた教育を行うことから特別な専門性の向上を図るため、次の事項に取り組むこと。

特別支援教育が広く推進されるよう、すべての教員に対する研修の充実に努めること。

とくに、養護学校、障害児学級、通級指導教室の担任の専門性を高めるため、まずは、その基礎的部分として特殊教育免許状の保有率を上げる努力をすること。同時に実践研究等が広く推進されるよう条件整備を進めること。

障害児学級や通級指導教室を設置する学校、並びに特別な教育的支援の必要な児童生徒の在籍する学校へは、専門性等の高い教職員の配置に努めるとともに、人事上の配慮を行うこと。また、専門性等の高い教職員を担任等に配置するなど、校務分掌上の配慮を行うこと。

医療、保健、福祉、労働その他の部署と連携を持った研修も必要であり、当面、障害に応じた指導の充実に図るため、作業療法士、理学療法士や言語聴覚士等の特殊な技術を持った専門家の派遣を考慮すること。

広島市教育センター等においては、障害児教育のみならず、特別支援教育の充実に図ることに視点を置いて、より専門的な内容で研修ができるよう研修体系の見直しを行い、研修機会の拡大、及び内容の質的向上に努めること。とりわけ、管理職、教務主任等の研修は重要であり、充実に図ること。また、養護学校教職員の専門性の向上を図るため、研修に係る条件整備に努めること。さらには、指導主事等による学校訪問等の指導の充実に図ること。

特別支援教育の対象は、重度の障害のある児童生徒から軽度の障害のある児童生徒にまで広がってきている。学習障害児その他、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応は、通常の学級の担任のこうし

た児童生徒の特別な教育的ニーズを把握する力や、それに基づく実践的指導力が要求される。このような力量を高めることは、一方で児童生徒の指導や教育指導の専門性を高めることにも資するものである。

これらのことを踏まえ、一般教職員に対し、長期的展望に立った研修や、専門家を交えた実践的な研究交流の推進を図ることが望まれる。

本市養護学校における教員の特殊教育免許状保有率は41.7%、同様に障害児学級及び通級指導教室における教員では、小学校35.1%、中学校29.1%であり、今後も、認定講習等の情報を提供するなどして、特殊教育免許状保有率の向上を図ることはもとより、採用時での人事上の配慮をはじめ、教職員の配置等についても考慮することが望まれる。

一般的に言えば、特別支援教育のシステムが生き生きと仕事ができる場として整備され、教職員が自分の教育実践の中から進んで研修を受けたいと望み、それがかなえられる研修体制が望まれる。現在、研修については、広島市教育センター等で、障害児教育新規担当教員研修講座、障害児教育課題講座、障害児教育講座等、障害児の教育に係る講座が設けられているが、今後、重度・重複化、多様化している障害の実態に対応して各講座の専門性を高めるとともに、校長、教頭等の管理職の研修、教職経験者の研修、また教務主任等の研修の中に、障害児教育、特別支援教育に係る内容を明確に位置づけ、計画的、継続的に実施することが望まれる。さらには指導主事による、より多くの学校訪問指導が望まれる。

教育相談と支援体制の充実

教育、福祉、医療、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等に対して相談や支援を行うための一貫した体制を整備するため、次の事項に取り組むこと。

広島市の教育相談・支援体制をより充実させるために、相談が学校における教育指導に効果的・積極的に活かされるような組織に改め、教育・発達相談の機能の一層の強化を図ること。

現状の就学相談中心の相談機能から、乳幼児期から学校卒業後にわたるそれぞれの段階における具体的な助言と支援を行う幅広い相談機能に改めること。また、相談担当者は、新たな相談・支援体制に対応できるより高い専門性を有すること。

医療・福祉・労働の各機関との一層の連携を図り、それぞれの機能を十分活かせるよう、教育相談や支援を効果的に行うこと。

福祉等との連携を図り、障害のある児童生徒等の完全学校週五日制への対応や、放課後、長期休業中の対応等、活動できる場づくりを推進するとともに、ノーマライゼーションをより一層進展させるため、心のバリアフリー化に努めること。

本市教育委員会では青少年育成部に青少年総合相談センターを平成11年度に設置し、教育・医療・福祉関係者と連携を図りながら、2か所で就学相談等の教育相談を行ってきており、近年、相談件数は増加傾向にある。

障害のある児童生徒等の視点に立って、一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて、今後の特別支援教育の充実を図る上で、現在の教育相談及び指導体制を見直し、強化することが必要である。そのため、現在、青少年育成部で行っている障害児に係る教育相談と特別支援教育室等で行っている障害児に係る指導を一体化させ、機能的で効率のよい組織に再編することが大切である。

乳幼児期から学校卒業後にわたる相談及び支援を行うためには、医療、福祉、

労働の各機関との一層の連携が重要であり、必要に応じ教育、医療、福祉、労働等の関係者で構成する相談支援チームを組織して対応することが望まれる。

また障害者が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることが重要であることから、福祉等との連携を図り、障害のある児童生徒等が放課後、休日、長期休業中等に地域等で活動できる場づくりが必要である。さらに、それらを支え、社会全体のノーマライゼーションをより一層進展させるため、心のバリアフリー化を積極的に推進することが重要である。

おわりに

本策定委員会では、今回、「中間報告」で提言した今後の本市における特別支援教育の方向性等について広く広島市民等から意見を求め、それらを踏まえて「報告」に向けて協議を深め、最終的な広島市特別支援教育基本構想をまとめた。

今後、この「広島市特別支援教育基本構想」が広島市の特別支援教育の発展と充実に資することを真に願い、最終のまとめとする。

参 考 资 料

広島市特別支援教育基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 広島市特別支援教育の今後の在り方についての基本構想を策定するため、広島市特別支援教育基本構想策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、下記の事項について検討し、広島市特別支援教育基本構想を策定し、教育委員会に報告する。

- (1) 市立養護学校の整備・充実
- (2) 学習障害児等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応
- (3) 養護学校における医療的ケアの在り方
- (4) その他
エレベーター整備など施設・設備の充実
教職員の専門性の向上
教育相談体制の充実など

(構成)

第3条 委員会は、1 1名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者関係者
- (5) 施設・福祉関係者

3 委員長、副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から平成15年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室において、処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要となる事項については、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年6月12日から施行する。

広島市特別支援教育基本構想策定委員会 委員名簿

（五十音順、敬称略）

委 員 名	職 名 等	備 考
あきた かよこ 稗田 香代子	広島市手をつなぐ育成会 監事	
あまがた としえ 天方 淑枝	広島南授産所 所長	
ありむら けんいちろう 有村 憲一郎	広島市立広島養護学校 校長	
えんとう たけし 遠藤 武司	広島県障害児学級設置校長会 会長	
おかざき とみお 岡崎 富男	社会保険広島市民病院 病院長	
おちあい けんじろう 落合 俊郎	広島大学大学院 教授	副委員長
おりた ななえ 織田 奈々江	広島県重症心身障害者を守る会 会員	
かどわき かつみ 門脇 克己	広島市身体障害者福祉団体連合会 理事	
しながわ けんぞう 品川 浩三	広島大学 名誉教授	委員長
ひらき ようこ 平木 洋子	広島市児童相談所 次長	
ふるざわ まきのり 古澤 正憲	広島市小学校教育研究会 障害児教育部会長	